

「日本化粧品検定1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年12月10日第5刷）」に誤植・誤掲載箇所がございました。

下記の正誤表の通り訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

[正誤表]

・P92 <コンシーラーの選び方とつけ方の基本>

誤) シミやニキビなどしっかりカバーしたい部分にピンポイントでのせ、ひとまわり大きく薬指やブラシで

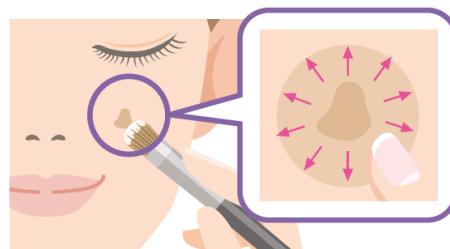
↓

正) シミなどしっかりカバーしたい部分にのせ、薬指やブラシで

正) シミなど

シミやニキビなどしっかりカバーしたい部分にピンポイントでのせ、ひとまわり
大きく薬指やブラシでまわりをトントンとたたくようになじませます

正) のせ、



基本的なつけ方

[正誤表]

・P214 <薬用化粧品の成分表示> 注釈

誤) ※表示指定成分の一覧はP259参照

↓

正) ※表示指定成分の一覧はP269参照

薬用化粧品の成分表示



薬機法



日本化粧品工業会
自主基準

表示指定
成分

薬機法において薬用化粧品は、(一般)化粧品のように全成分表示が義務ではなく、「表示指定成分」のみの表示が義務づけられています。

※表示指定成分の一覧はP259参照

正) 6

「日本化粧品検定 1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年12月10日第5刷）」に変更点がございました。

下記の通り変更させていただきます。

[変更点]

・P203 <化粧品の効能の範囲>

変更前) この表以外にも、「化粧品くずれを防ぐ」

↓

変更後) この表以外にも、「化粧くずれを防ぐ」

変更) 化粧くずれ

この表以外にも、「**化粧品くずれを防ぐ**」「**小ジワを目立たなく見せる**」「**みずみずしい肌に見せる**」などのメイクアップ効果や、「**清涼感を与える**」「**爽快にする**」などの使用感については、**事実に反しない限り、表示したり広告することができるよ**。スキンケアやボディケア化粧品などでも、メイクアップ効果や使用感について事実であれば表現することができるよ。

